

## 許可基準第17条 「既存の土地利用の管理施設」

条例第8条第10号に規定する「既に土地利用されている土地の適正な利用を図るため、管理施設として最低限必要な建築物」とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

(1) 既存の土地利用は、次のいずれにも該当していること。

ア 露天駐車場、露天資材置場等に利用されているものであって、建築物の建築又は特定工作物の建設を目的としたものでないこと。

イ 既存の土地を利用するにあたって、他法令による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を取得しているか、取得する見込みであること。

ウ 周辺の土地利用及び環境と調和がとれていること。

(2) 申請に係る予定建築物は、次のいずれにも該当していること。

ア 倉庫、便所、休憩所その他これらに類する建築物であること。

イ 管理する既存の土地の範囲内にあり、かつ、管理上適切な位置にあること。

ウ 原則として10平方メートル以下の規模であること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設にあってはこの限りでなく、当該施設の利用に照らし必要と認められる最小限の規模であること。

(3) 申請者は、既存の土地利用の管理者であること。

(4) 申請に係る予定建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。

注1 既存の土地利用は、建築物の建築等を目的としたものでないことから、露天の自動車販売店、コイン洗車場、墓石販売店その他これらに類する屋外型店舗等については本基準の対象とはならない。

2 建築物が複数ある場合はこれらの床面積の合計とすること。

なお、便所を併設する必要があると認められる場合にあっては5平方メートルを超えない範囲で床面積の算定から除くことができるものとする。